

住宅金融支援機構適合証明業務手数料規程

平成 17 年 12 月 20 日	制定
平成 18 年 4 月 17 日	改定
平成 19 年 5 月 24 日	改定
平成 19 年 6 月 20 日	改定
平成 19 年 7 月 1 日	改定
平成 19 年 12 月 25 日	改定
平成 20 年 4 月 1 日	改定
平成 20 年 7 月 1 日	改定
平成 20 年 10 月 1 日	改定
平成 21 年 1 月 1 日	改定
平成 21 年 1 月 13 日	改定
平成 21 年 9 月 1 日	改定
平成 22 年 1 月 12 日	改定
平成 22 年 4 月 1 日	改定
平成 23 年 8 月 1 日	改定
平成 23 年 11 月 1 日	改定
平成 23 年 12 月 1 日	最終改定

(趣旨)

第 1 条 この適合証明業務手数料規程は、アール・イー・ジャパン株式会社（以下「REJ」という。）が住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」（平成 17 年 12 月 20 日付（最終変更協定平成 23 年 7 月 1 日付））第 10 条に定める適合証明業務に係る手数料（以下「適合証明業務申請手数料」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の区分等)

第 2 条 適合証明業務の申請（設計検査合格を受けた建築物の計画を変更して改めて設計検査申請を受けようとする場合も含む。）をしようとする者（以下「建築主」という。）は、機構が定めた融資種別、技術基準及び手続きの方法並びに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 18 から第 77 条の 21 までの規定に定める指定確認検査機関（以下単に「指定確認検査機関」という。）として行う確認、中間検査及び完了検査（以下「確認検査」という。）に関する業務、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）として行う評価の業務、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に規定する長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査（以下「長期優良住宅の技術的審査」という。）及び住宅エコポイント制度に基づくエコポイント対象住宅証明書の業務に基づき次に掲げる区分に応じた別表による額の手数料を納めなければならない。

- 一 新築住宅 一戸建て等及び共同建の場合 確認検査、評価業務及び技術的審査との併願等
- 二 中古住宅 一戸建て等（併用住宅、2階建て共同住宅を含む。）及びマンション  
イ 建築確認が昭和 56 年 6 月 1 日以後のもの  
ロ イ以外のもの
- 三 賃貸住宅 賃貸住宅（まちづくり融資、省エネ賃貸住宅融資及びサービス付高齢者向け賃貸住宅融資） 一戸建て等及び共同建 確認検査との併願等
- 四 リフォーム融資 バリアフリー工事、耐震工事等
- 五 優良住宅取得支援事業（以下「フラット 35S」という。）エコ及びベーシック（共に、金利 A プラン及び B プラン） 省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性又は耐久性・可変性

2 前項にかかわらず、個別契約した手数料については別に定めることができる。

（手数料収納方法）

第 3 条 適合証明業務申請手数料の収納方法は、現金又は R E J の指定する口座への振込みとする。

- 2 前項の振込みによる金融機関への手数は建築主の負担とし、申請する当日までに行う。
- 3 建築主は建築主の都合により、設計検査に関する通知書の交付までの間に計画の変更がある場合は、第 2 条第 2 項の手数の額を設計検査に関する通知書の交付の日までに収納する。
- 4 第 2 項の規定は、建築主と別の定めについて規定した場合は、適用しない。

（手数料の支払期日）

第 4 条 手数料及び第 6 条で定める出張旅費の支払期日は、適合証明業務約款(以下「約款」という。)で定める。

2 前項の規定は、建築主と別の定めについて規定した場合は、適用しない。

（手数料の返還）

第 5 条 建築主の都合により、設計検査申請、現場検査申請（中間）、又は竣工現場検査申請・適合証明申請の取り下げを行ったときは、一度収納した当該申請の手数は返還しない。ただし、設計検査申請、又は現場検査申請（中間）と同時に契約して検査をしていないものについては、1-1-1 一戸建て等の場合は、「棟上まで」（1-2-1 共同建てにおいては、「竣工検査前又は、他機関等」の「一般の場合」）（フラット 35S とした場合は、加算額を含む。）に対応する額を返還する。

- 2 建築主が約款の契約に違反したことに付き、R E J が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、一度収納した適合証明業務申請手数料は返還しない。
- 3 R E J が約款の契約に違反したことに付き、建築主が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは一度収納した適合証明業務申請手数料の手数は返還する。

（出張旅費）

第 6 条 建築主等は、遠隔地として R E J が指定する区域に現場検査を依頼する場合は、検査手数料と合わせて出張旅費を収納する。

- 2 前項の指定区域及び出張旅費は別に定める。
- 3 出張旅費の収納方法は、第 3 条を準用する。

(雑則)

第7条 REJは、第2条で定める手数料について市場価格等を勘案し、REJ役員会の承認により変更することができる。

2 REJは、上記により変更をした場合は、遅滞無く機構へ届を提出するとともに、建築主に周知を行う。

附則（適合証明業務に関する協定申請時）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年12月20日から施行する。

附則（平成18年4月18日届出）

(施行期日)

第1条 この規程は平成18年4月17日から施行する。

附則（平成19年5月22日届出）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年5月24日から施行する。

(出張旅費に関する経過措置)

第2条 この規程は、平成19年6月20日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程第7条による契約を行ったもので、施行の日以降に検査を行おうとするものについては従前の例による。

附則（平成19年7月7日届出）

(新手数料に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附則（平成19年7月7日届出）

(新手数料に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成19年12月25日から施行する。

附則（平成20年4月1日届出）

(新手数料に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程による契約を行ったもの及び設計審査の合格をされているもので、施行の日以降に検査を行おうとするものの検査については従前の例による。

附則（平成20年6月19日届出）

(新手数料に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成20年7月1日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程による契約を行ったもの及び設計審査の合格をされているもので、施行の日以降に検査を行おうとするも

のの検査については従前の例による。

附則（平成 20 年 9 月 30 日届出）

（返金規定に関する施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 12 月 15 日届出）

（新出張旅費に関する施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 1 月 1 日より、かつ、第 4 条に規定した地方公共団体等の覚書等を締結した日から適用する。ただし、この施行の日より前に旧規程第 7 条による契約を行ったもので、施行の日以降に検査を行おうとするものについては従前の例による。

附則（平成 21 年 1 月 13 日届出）

（新フラット 35S（中古タイプ）の施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 1 月 5 日より適用する。

附則（平成 21 年 9 月 1 日届出）

（検査業務出張旅費規程の創設に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 9 月 1 日より適用する。

附則（平成 22 年 1 月 12 日届出）

（フラット 35S の竣工後特例等適用に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 1 月 12 日より適用する。

附則（平成 22 年 4 月 1 日届出）

（エコポイント対象住宅証明書の業務に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

附則（平成 23 年 7 月 27 日届出）

（エコポイント対象住宅証明書の業務の廃止に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 8 月 1 日より適用する。

附則（平成 23 年 10 月 31 日届出）

（賃貸住宅のメニューの一部変更に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 11 月 1 日より適用する。

附則（平成 23 年 12 月 1 日届出）

（エコポイント対象住宅証明書の業務の再開に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 11 月 22 日より溯って適用する。

別 表 ※消費税を含む。

1 新築住宅

1-1-1 一戸建て等（基礎額）

指定確認検査機関として行う確認検査	登録住宅性能評価機関として行うもの			設計検査申請 (円/戸)	中間現場検査(円/戸) 括弧内は特定工程等の検査と同時に 行うことができない場合の額	竣工現場検査・適合証明の検査(円/戸)
	設計性能評価書を 活用(一定の等級(※1)を満 たすもの)	設計性能評価書及び建設性能評価書を 活用(一定の等級を満 たすもの)	長期優良住宅の技術審査を 受けるもの			
同時	なし又は×	なし又は×	なし	5,000	14,000 (16,000)	12,000
	なし又は×	なし又は×	○	3,000	14,000 (16,000)	12,000
	○	なし又は×	なし	省略	10,000 (12,000)	10,000
	○	○	なし	省略	省略	6,000
	○	○	○	省略	省略	5,000
棟上(※2)まで	なし又は×	なし又は×	なし	8,000	14,000 (16,000)	12,000
	なし又は×	なし又は×	○	6,000	14,000 (16,000)	12,000
	○	なし又は×	なし	省略	11,000	11,000
	○	○	なし	省略	省略	7,000
	○	○	○	省略	省略	6,000
他機関又は行政庁(以下「他機関等」という。)	なし又は×	なし又は×	なし又は×	8,000	16,000 (18,000)	14,000
	なし又は×	なし又は×	○	5,000	15,000 (17,000)	14,000
	○	なし又は×	なし又は×	省略	12,000 (14,000)	12,000
	○	○	なし又は×	省略	省略	8,000
	○	○	○	省略	省略	7,000
棟上後完了検査前又は竣工済特例				43,000		

1-1-2 加算額（フラット 35 S エコ又はベーシック（共に、金利 A プラン又は B プラン）を利用する場合）

条件	設計検査申請 (円/戸) (※4)	中間現場検査 (円/戸)	竣工現場検査・適合証明の 検査(円/戸)	棟上後完了検査前又は竣工 済特例

				(円/戸)
耐震性、バリアフリー性若しくは耐久性・可変性(Sベーシック(金利A・Bプラン共))又は省エネルギー性(Sエコ(金利Bプラン))	9,000	9,000	4,000	耐震性を除き、13,000
省エネルギー性(Sエコ(金利Aプラン))	エコポイント証明書等(※3)が添付されている場合	加算なし		
	省エネルギー性(等級4)に耐震性(構造躯体の倒壊防止の等級3)又はバリアフリー性(等級4)を併願する場合	12,000	12,000	5,000

### 1-1-3 計画変更の場合 (※5)

変更の事由	手数料(円/戸)
住宅の工法が大きく変更される場合	4,000
フラット35Sを新たに追加する場合(1基準ごと)	11,000
フラット35Sで選択する基準を追加又は変更する場合(1基準につき)	11,000

- 備考 1 一定の等級とは、省エネルギー対策等級2以上かつ、劣化対策等級原則2以上かつ、維持管理対策等級【専用配管】原則3以上
- 2 「棟上」とは機構が定める中間現場検査の受検できる時期のことを便宜上表現しています。また「棟上後」とは、人が住んだことのない住宅で、検査済証交付後2年を超えない日までとなります。
- 3 登録建築物調査機関が発行する「住宅事業主基準に係る適合証の写し」又は登録住宅性能評価機関が発行する「エコポイント対象住宅証明書(適用した基準が住宅事業主基準に限る。)(変更を含む。)」の写し(本表及び2-2において「エコポイント証明書等」という。)を原則設計検査申請時に、又は竣工現場検査・適合証明の検査時まで提出が必要となります。
- 4 長期優良住宅の技術審査を受ける場合でフラット35Sのメニューのうち耐震性又は省エネルギー性を選択した場合は、設計検査申請に限り加算しません。(1-2-2において同じ。)
- 5 表1-1-3においては、変更の事由にしたがった額の合計した額の1/2とし、その合計額から1,000未満の端数は切り捨てた額とします。(1-2-3及び3-3において同じ。)

### 1-2-1 共同建て(基礎額)

指 定 確 認	登録住宅性能評価機関として行うもの	戸数/棟(※2)	一般の場合	フラット35登録マンションの場合(1棟あたり)
------------	-------------------	----------	-------	-------------------------

検査機 関として 行う 確認 検査	設計性能評 価書を活用 (一定の等 級(※1)を 満たすも の)	設計性能評 価書及び建 設性能評価 書を活用 (一定の等 級を満たす もの)	長期優良住 宅の技術審 査を受ける もの		設計検査 申請 (円/棟)	竣工現場 検査・適合 証明の検 査(円/棟)	設計検査 申請 (円/棟)	竣工現場 検査・適合 証明の検 査(円/棟)
同時	なし又は ×	なし又は ×	なし	1～20戸	32,000	80,000	26,000	56,000
				21～50戸	54,000	144,000	44,000	101,000
				51～100戸	80,000	216,000	64,000	152,000
				101～200戸	106,000	280,000	85,000	196,000
				201戸以上	128,000	308,000	103,000	216,000
	なし又は ×	なし又は ×	○	1～20戸	20,000	80,000	16,000	56,000
				21～50戸	34,000	144,000	28,000	101,000
				51～100戸	52,000	216,000	40,000	152,000
				101～200戸	66,000	280,000	53,000	196,000
				201戸以上	80,000	308,000	64,000	216,000
	○	なし又は ×	なし	1～20戸	省略	56,000	省略	40,000
				21～50戸		101,000		72,000
				51～100戸		152,000		108,000
				101～200戸		196,000		140,000
				201戸以上		216,000		155,000
	○	○	なし	1～20戸	省略	40,000	省略	28,000
				21～50戸		72,000		50,000
				51～100戸		108,000		75,000
				101～200戸		140,000		98,000
				201戸以上		154,000		108,000
○	○	○	1～20戸	省略	24,000	省略	20,000	
			21～50戸		44,000		36,000	
			51～100戸		65,000		55,000	
			101～200戸		84,000		71,000	
			201戸以上		92,000		77,000	
竣 工 検 査 前 は、 他 機 関 等	なし又は ×	なし又は ×	なし	1～20戸	51,000	96,000	41,000	68,000
				21～50戸	87,000	173,000	69,000	121,000
				51～100戸	128,000	260,000	102,000	182,000
				101～200戸	168,000	336,000	135,000	236,000
				201戸以上	204,000	370,000	164,000	259,000
	なし又は ×	なし又は ×	○	1～20戸	31,000	96,000	26,000	68,000
				21～50戸	52,000	173,000	44,000	121,000
				51～100戸	82,000	260,000	64,000	183,000
				101～200戸	105,000	336,000	85,000	236,000
				201戸以上	128,000	370,000	102,000	260,000

	○	なし又は ×	なし	1～20 戸	省略	68,000	省略	48,000
				21～50 戸		121,000		87,000
				51～100 戸		183,000		130,000
				101～200 戸		236,000		168,000
				201 戸以上		260,000		186,000
	○	○	なし	1～20 戸	省略	48,000	省略	34,000
				21～50 戸		87,000		61,000
				51～100 戸		130,000		92,000
				101～200 戸		168,000		119,000
				201 戸以上		186,000		129,000
	○	○	○	1～20 戸	省略	29,000	省略	24,000
				21～50 戸		52,000		44,000
				51～100 戸		78,000		66,000
				101～200 戸		101,000		85,000
				201 戸以上		111,000		93,000

1-2-2 加算額（フラット 35 Sエコ又はベーシック（共に、金利 A プラン又は B プラン）を利用する場合）

条件		設計検査申請（円/棟）	竣工現場検査・適合証明の検査（円/棟）
耐震性、バリアフリー性若しくは耐久性・可変性(Sベーシック(金利 A・B プラン共))又は省エネルギー性(Sエコ(金利Bプラン))		40,000	40,000
省エネルギー性 (Sエコ(金利Aプラン))	省エネルギー性（等級 4）に耐震性（構造躯体の倒壊防止の等級 3）又はバリアフリー性（等級 4）を併願する場合	50,000	50,000

1-2-3 計画変更の場合

変更の事由	手数料（円/棟）M：戸数
フラット 35S を新たに追加する場合（1 基準ごと）	M×3,500（上限 70,000）
フラット 35S で選択する基準を追加又は変更する場合（1 基準につき）	M×3,500（上限 70,000）

- 備考 1 一定の等級とは、省エネルギー対策等級 2 以上かつ、維持管理対策等級【共用配管】原則 2 以上
- 2 戸数/棟とは、同一敷地内に複数の棟に分かれた共同住宅があった場合の戸数の算定の適用の方法は、棟ごととする。

1-3 その他

フラット 35 を未取得であった物件について、フラット 35S (エコ又はベーシック (共に金利 A プラン)) を選択する場合の措置					
条件	申請時期	耐震性	バリアフリー性	省エネルギー性 (一戸建てに限る。)	耐久性・可変性
	一般				
	棟上後	適用不可	竣工済特例の額 + 加算額		
	竣工後				
設計評価を活用 (一定の等級を満たすものに限る。)	着工後 (棟上まで)	中間及び竣工の基礎額 (設計評価書活用 : 棟上まで) + 加算額			
	棟上後	適用不可	竣工済特例の額 + 加算額		
	竣工後				
建設評価を活用 (一定の等級を満たすものに限る。)	竣工前	竣工の基礎額 (設計評価書及び建設評価書活用 : 棟上まで) + 加算額			
	竣工後				
フラット 35、フラット 35S (エコ又はベーシック (共に金利 B プラン)) からフラット 35S (エコ又はベーシック (共に金利 A プラン)) へ切り替える場合の措置					
条件	変更時期	耐震性	バリアフリー性	省エネルギー性	
	一般				
	中間現場検査後から竣工現場検査前前の間	原則不可 (計画された内容によって取り扱える場合があります。)	竣工特例の額 + 加算額	一般の竣工の額 (棟上まで)	事務手数料として 5,000 円
	竣工後				
設計評価を活用 (一定の等級を満たすものに限る。)	棟上まで	中間及び竣工の基礎額 (設計評価書活用 : 棟上まで) + 加算額		中間及び竣工の基礎額 (設計評価書活用 : 棟上まで)	事務手数料として 5,000 円
	中間現場検査後から竣工現場検査前前の間	原則不可 (計画された内容によって取り扱える場合があります。)	設計及び竣工の基礎額 (設計評価書活用 : 棟上まで) + 加算額	竣工の基礎額 (設計評価書活用 : 棟上まで) の額	
	竣工後				
建設評価を活用 (一定の等級を満たすものに限る。)	竣工現場検査前	竣工の基礎額 (設計評価書及び建設評価書活用 : 棟上まで) + 加算額			
	竣工現場検査後	事務手数料として 5,000 円			

## 2 中古住宅 (一戸建て等及びマンション)

### 2-1 基礎額

着工された日	条件	適合証明等手数料の額 (円/戸)
昭和 56 年 6 月 1 日以降	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、当該基準を確認できる設計図書がすべて揃っている場合	48,000

	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、新築住宅に係る建設住宅性能評価書を交付されており、その評価書を活用するもので劣化対策等級 2 以上のもの	35,000
	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、既存住宅に係る建設住宅性能評価書を交付されており、その評価書を活用するもので、「劣化事象等が認められない」と評価されたもの	35,000
	耐久性基準の確認を要しない住宅の場合	40,000
	上記以外の場合	60,000
昭和 56 年 5 月 31 日以前	機構が定める耐震評価基準による場合 (※2)	180,000
	公的機関の評定、評価等の資料による場合	60,000
	耐震診断の結果報告書による場合	60,000
	耐震改修工事等を行っている場合	100,000
	昭和 56 年 6 月 1 日改正以降の建築基準法の耐震関係規定による構造計算による場合	200,000
	既存住宅に係る建設住宅性能評価書を活用するもので、耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) 1 以上のもの	60,000

2-2 加算額 (フラット 35 S (エコ及びベーシック (共に金利 B プラン) を除く。) を利用する場合)

条件		加算額 (円/戸)		
		<p>加算額の特例</p> <p>当該住宅の新築時に、下記基準としてフラット 35S として適合証明書の交付を受けているもの又は、新築住宅又は既存住宅 (耐震性及びバリアフリー性に限る。) の建設住宅性能評価書 (以下「疎明資料」という。) が交付されており、かつ、当該基準に係る部分について新築時から変更がないものに限り、下表の額とする。</p>		
耐震性 (ベーシック (共に金利 A・B プラン))		72,000 (※3)	20,000	【金利 A プラン】構造躯体の倒壊等防止の等級 3 【金利 B プラン】構造躯体の倒壊等防止の等級 2 以上又は免震建築物を証するものの添付が必要です。
バリアフリー性 (ベーシック (共に金利 A・B プラン))		42,000 (※4)	20,000	【金利 A プラン】一戸建て等の場合は専用部分を等級が 4 以上、マンションの場合は専用部分を等級 3 以上、共用部分を等級 4 以上、 【金利 B プラン】一戸建て等の場合は専用部分を等級 3 以上、マンションの場合は専用部分を等級 3 以上、共用部分を等級 3 以上を証するものの添付が必要です。
耐久性・可変性	ベーシック (金利 B プラン)	20,000		【金利 B プラン】劣化対策等級 3 及び維持管理対策等級 2 以上を証するものの添付が必要です。

省エネルギー性（Sエコ(金利Aプラン)）	エコポイント証明書等が添付されている場合	加算しない。ただし、一戸建て等に限りません。（マンションは適用除外）		エコポイント証明書等の写しの添付が必要です。
	省エネルギー性に耐震性を併願する場合	80,000（※3）	20,000	省エネルギー性に関しては等級4を（以下、この表において同じ。）、耐震性については構造躯体の倒壊等防止の等級3を証するものの添付が必要です。
	省エネルギー性にバリアフリー性を併願する場合	50,000（※4）	20,000	バリアフリー性については一戸建て等の場合専用部分 等級4以上、マンションの場合専用部分 等級3以上、共用部分 等級4以上を証するものの添付が必要です。
省エネルギー性（Sエコ(金利Bプラン)）		20,000		

### 2-3 加算額（フラット35S（エコ又はベーシック（共に金利Bプラン））を利用する場合）

	加算額(円/戸)
開口部断熱（省エネルギー）	3,000
外壁等断熱（省エネルギー）（※5）	1,000
段差解消（バリアフリー）	3,000
手すり設置（バリアフリー）	2,000

#### 備考

- 1 旧公庫マンション情報登録機関に 登録しているマンションの場合は、表示価格から 3 千円を減額させていただきます。
- 2 在来木造、枠組壁工法、鉄筋コンクリート造（ラーメン及び壁式）、工場生産住宅（プレハブを含む。）及び設計登録住宅等に限りません。（2-5-1において同じ。）
- 3 疎名資料がない場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）による耐震性能評価を行うこと及び劣化事象等の確認を要する場合の額として表示します。
- 4 疎明資料がない場合は、実地による検査による額として表示します。
- 5 外壁等断熱（省エネルギー）の適用については、当該基準として新築時の建設住宅性能評価書、適合証明書、旧公庫融資現場審査合格通知又は適格認定通知書（融資種別に応じた書式年度のものに限る。）が交付されており、その書面を活用するもので、かつ、新築時から変更がないものに限ります。

### 2-4 既にフラット35で交付を受けた住宅で、新たにフラット35Sを再度取得する場合

	適合証明等手数料の額（円/戸）
--	-----------------

既交付の現地調査日から有効期間内に申請されたもの	2-2 又は 2-3 のメニューの額
上記以外のもの	2-1 から 2-3 のメニューの組み合わせの合計額

## 2-5 中古マンションらくらくフラット 35 登録用の申請をする場合

### 2-5-1 基礎額 (Mは戸数を示す。)

着工された日	条件	適合証明等手数料の額 (円/棟)	
		個別登録コース	20年登録コース
昭和 56 年 6 月 1 日以降	機構の定める中古マンションの技術基準に適合するもの	M×3,000 (上限 300,000)	適用しません。
	新築住宅に係る建設住宅性能評価書を交付されており、その評価書を活用するもので劣化対策等級 2 以上のもの	M×2,000 (上限 200,000)	M×2,000 (上限 200,000)
昭和 56 年 5 月 31 日以前	機構が定める耐震評価基準による場合 (※2)	180,000	適用しません。
	公的機関の評定、評価等の資料による場合	60,000	
	耐震診断の結果報告書による場合	60,000	
	昭和 56 年 6 月 1 日改正以降の建築基準法の耐震関係規定による構造計算による場合	200,000	
	既存住宅に係る建設住宅性能評価書を活用するもので、耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) 1 以上のもの	M×2,000 (上限 200,000)	

### 2-5-2 加算額 (フラット 35 S (エコ又はベーシック (共に金利 B プラン)) を利用する場合)

	加算額 (円/戸)
外壁等断熱 (省エネルギー)	1,000
段差解消 (バリアフリー)	3,000
手すり設置 (バリアフリー)	2,000

備考 適用については、当該基準として新築時の建設住宅性能評価書、適合証明書、旧公庫融資現場審査合格通知書若しくは適格認定通知書 (融資種別に応じた書式年度のものに限る。) 又は、既存住宅の建設住宅性能評価書が交付されており、その書面を活用するもので、かつ、新築時から変更がないものに限ります。

## 3 賃貸住宅及び、まちづくり融資 (建設)

### 3-1 基礎額

	戸数	単独手数料	
		設計検査申請 (円/棟)	現場検査 (竣工) 申請・適合証明業務 (円/棟)
一般	5 戸未満	13,000	17,000
	6 戸～10 戸	22,000	28,000
	11 戸～15 戸	30,000	44,000
	16 戸～20 戸	36,000	55,000
	20 戸超	40,000	60,000

指定確認検査機関として行う建築確認申請と同時の場合	5戸未満	9,000	13,000
	6戸～10戸	12,000	22,000
	11戸～15戸	15,000	30,000
	16戸～20戸	18,000	36,000
	20戸超	20,000	40,000
工事着手後、竣工現場検査の時期までに提出される場合	5戸未満	13,000	17,000
	6戸～10戸	22,000	28,000
	11戸～15戸	30,000	44,000
	16戸～20戸	36,000	55,000
	20戸超	40,000	60,000

### 3-2 加算額（Mは戸数を示す。）

	単独手数料	
	設計検査申請(円/戸)	竣工現場検査・適合証明の検査(円/戸)
省エネ賃貸住宅融資及びサービス付高齢者向け賃貸住宅融資	M×2,000（上限 40,000）	M×2,000（上限 40,000）

### 3-3 計画変更の場合（Mは戸数を示す。）

変更の事由	手数料（円/棟） M：戸数
フラット 35S を新たに追加する場合（1 基準ごと）	M×1,000（上限 20,000）
フラット 35S で選択する基準を追加又は変更する場合（1 基準につき）	M×1,000（上限 20,000）

### 4 リフォーム融資（一戸建て等及びマンション）

融資区分		手数料（円/戸） ※リフォーム工事前の審査及び、リフォーム工事後の検査を含みます。
耐震改修工事 又は耐震補強 工事	地方公共団体又は公的機関が交付した耐震診断等の資料による場合	66,000
	機構の定める基準によるもの	180,000
バリアフリー工事		30,000
増築工事及び改築工事(建築確認申請を伴うもの)		31,000
増築工事及び改築工事(上記以外のもの)		22,000